

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 27 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24820020

研究課題名(和文) 戦国・秦漢簡牘を用いた中国古代領域支配の研究

研究課題名(英文) Research on territorial control in Ancient China using Warring States and Qin Han bamboo and wooden slips

研究代表者

土口 史記 (Tsuchiguchi, Fuminori)

京都大学・人文科学研究所・助教

研究者番号：70636787

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円、(間接経費) 510,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近年中国大陸で陸続と出土している竹簡・木簡の形態をとる行政文書の解読を基礎として、古代帝国の領域支配を支えた諸制度の解明を目指し研究を進めた。第一に、漢代の極めて高度な文書行政システムについては従来よく知られてきたが、その成立過程がほとんど等閑視されてきたことに鑑み、戦国・秦代の行政文書をも活用しながら漢代に至るまでの制度変遷の過程を明らかにした。第二に、従来の資料はほとんど軍事機構出土のものに限られていたが、21世紀に入ると県という民政機構の文書が発見されるようになったため、これを利用して県行政の中核たる「県廷」と、それに従属する下級機関が構成する地方統治機構の姿を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research being based on deciphering ancient administrative documents recently excavated in China, aimed to clarify the characteristic of systems that supported the territorial control of Ancient Chinese dynasties. Firstly, highly developed Han documental administration system has been well known, however, the previous studies has rarely discussed the process of such achievement. In this point of view, using wooden administrative documents before Han period, this research clarified the transition of the document administration system from Warring States to Han periods. Secondly, administrative documents in Qin-Han period has been found only in military cites, whereas in 21st century, archaeologists discovered wooden documents in civil government cites. Dealing with these new materials, this research identified the characteristics of local administrative unit Xian, which consists of xianting (prefectural court) and its subordinate bureaus in Qin period.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：東洋史 簡牘 戦国 秦漢 領域支配 文書行政

1. 研究開始当初の背景

中国古代における領域支配に関して、これまで主たる課題となってきたのは、秦漢という古代帝国の時代において、中央集権的支配を支えた地方統治制度たる「郡県制」をめぐる問題であった。これに関する従来の研究は、とりわけ先秦期におけるその形成過程ということに関心を集中させてきた。報告者はかつてこの問題に取り組み、秦漢代の「郡県制の完成」という「結果」から遡った先秦史像を批判し、歴史過程に即した先秦期の領域支配一般を捉え直すことを念頭に置いて実証研究を進めてきた。博士論文の完成とそれに基づく単著の出版(土口史記『先秦時代の領域支配』京都大学学術出版会、2011年)によって、報告者の先秦史研究には一旦区切りをつけた。これは郡・県それぞれの形成に関する実像を捉えようとしたものであったため、郡・県が一般的な行政単位として確立する統一秦以降の状況については、なお将来の課題として残されたところであった。

そこで、それまでの研究の延長線上に時代対象を秦漢期、すなわち「郡県制の完成」時期にまで広げ、郡県制の運用面、実態面に重点を置いた、より広い視野のもとでの領域支配研究を企図することとした。

ところが問題は、根本資料となる漢簡の、とりわけ文書行政に関する分野で挙げられた研究成果が、戦国・秦代の研究とはさほど接合していないこと、両者を結ぶ議論が従来さほどなされていないということにあった。その理由はもとより資料の質・量の差にあるが、より根本的には研究者の関心が戦国以前では古文字・思想史研究に偏り、秦漢の制度的研究的な目線で戦国簡牘を検討するという観点が不足していたことに原因を帰することができるだろう。

こうした研究の現状および資料状況の中で必要となってくるのは、戦国楚簡以来、秦漢代にわたるまでの簡牘文書の読解という基礎作業のもとに、戦国・秦・漢というともすれば互いに分断されてきた簡牘研究の統合ということであろう。それを踏まえた上で報告者の従来からの関心である領域支配研究に臨むことで、新資料のより有効的な活用に基づいたさらなる研究の進展が期待できると考え、本研究を始めるに至った次第である。

2. 研究の目的

秦漢統一帝国の時代、さまざまな法律・制度が驚くべきレベルで整備され、その運用のもとで強大な帝国が維持されたということは周知の通りである。そのうちの一つに、郡県制があり、紆余曲折はありながらも秦漢代の基調を成す地方支配制度として機能しつつあった。

「郡県」の名によって編成された広大な帝国領域を維持し管理するにあたり、最も重要

な前提となり、また有効に機能したのは、当時の高度に発達した文書行政システムに他ならない。帝国の末端にまで命令を行き渡らせ、あるいは末端から中央へと情報を吸い上げるために、文書に載せられた情報が行政機関の間を移動する。行政文書はあたかも巨体のすみずみに張り巡らされた血管の中を移動する血液のごとく、生成循環を繰り返したのである。こうした文書行政のシステムが、帝国による領域支配の背景には存在しているのである。

したがって、秦漢代領域支配の研究のためには、それを支えた統治機構そのものは言うまでもなく、そのなかで実施された文書行政の実態を探る必要がある。この二点を特に重視することが本研究の特色となっている。

無論、関連する研究蓄積は膨大にあるが、近年の考古発掘の成果による豊富な出土資料群は、従来の見解の再検討を迫るものである。とりわけ、次項に紹介するように、出土資料の中でも行政文書として用いられた簡牘類の増加は近年目覚ましいものがある。そこで、本研究ではこうした新出資料を最大限活用しつつ、領域支配を支えた文書行政および地方統治機構の実態を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は具体的な研究対象として、(1)文書制度の考証とその比較、(2)地方統治機構の制度的構造の復元、の二点を掲げた。

(1) 文書制度の考証とその比較

近年、里耶秦簡(湖南省文物考古研究所『里耶秦簡〔壹〕』文物出版社、2012、陳偉主編『里耶秦簡牘校釈(第1巻)』武漢大学出版社、2012)・肩水金關簡(甘肅簡牘保護研究中心等編『肩水金關漢簡〔壹〕』上海中西書局2011、同『〔貳〕』2012)など新出簡牘の公表により、秦漢行政文書に関する研究は新たな展開を見せている。

そこで本研究では、これらの新資料を利用し、文書作成と遞送過程に関する直接的な情報の収集と分析を行った。さらにそこで得た知見を戦国期唯一の行政文書群たる包山楚簡(湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚簡』北京、文物出版社、1991)と比較し、戦国・秦・漢代における文書行政制度の変遷過程の復元を試みた。

(2) 地方統治機構の制度的構造の復元

秦漢代の基礎的な地方行政単位は「県」である。なかでも秦代県行政の空間が「県廷」(県行政の意志決定を行う中枢機関)と「官」(県廷の命令のもとに実務を担当する部局の総称)とに区分され、報告者はかつて県廷の「官」に対する絶対優位構造の存在を指摘し、それが「県」という行政機構の一体性を基礎づけていたことを論じた。しかし2012

年に入り里耶秦簡が新たに 2000 枚あまり公開されたことで、そうした従来の見解を検証・補充すべき必要性が生じた。そこでこの新規公表資料を利用して、そこに反映する秦代の官制的な構造とその性格についての再検討を行った。

4. 研究成果

(1) 文書制度の考証と比較に関する研究成果について。

秦漢代の文書行政制度に関しては、大きく分けて二種類の資料が存在する。

ひとつは、長江流域出土の法律文献、とりわけ「行書律」で、文書送達のシステムおよびそれに関わる設備、官員の規定など、制度の外郭を示すものである。これは従来、睡虎地秦墓出土の竹簡にわずかな条文が見られ、文献史料との関連から既に注目を浴びてきたところであるが、近年、張家山漢墓出土「二年律令」が公表されたことによって、行書律のまとまった条文が得られ、さらにごく最近では部分的に公表された岳麓書院藏秦簡にもまた類似する条文が確認され、研究状況は新たな段階に入っている。

いまひとつは、主として西北辺境で出土している文書簡牘であり、それは実際に行政機関の間を往来した行政文書そのものである。かつては中国西北辺境に出土した漢簡が主たる資料であったが、近年では湖南省において里耶秦簡が発見され、研究者の関心を集めている。新資料たる里耶秦簡は、それが県級の行政機構から出土した点で、同じく行政文書を多量に含む西北辺境出土漢簡と語彙の類似が確認でき、そのため一〇〇年間の蓄積を有する漢簡研究とこの新たな秦簡の研究との結合が、当面の課題となっている。しかしながら先述のように新たな資料に基づく研究成果と、従来の西北辺境出土漢簡による研究成果とはなお十分に結合しているとは言い難かった。

そこでまず、従来の研究成果と、それが新たな資料といかなる関係を持つかという議論の整理が必要となる。こうした問題意識に基づいて、報告者は「中国古代文書行政制度

戦国秦漢期出土資料による近年の研究動向」(『中国史学』23、2013年)を公刊した。本稿の主眼は研究動向の総括にあるが、従来の研究の問題点を指摘し、また今後の研究において重視すべき点を提示したと同時に、いくつかの独自の実証的知見をも盛り込んだ。例えば、「郵書」なる語彙が特定の資料に偏在することを明らかにし、「郵」制度の性格変化を考慮すべきことを指摘した点、また文書下達の経路について、居延出土の漢簡にもなお傍証としうる資料が存在することを指摘した点などである。

なおこの間、台湾の中央研究院歴史語言研究所において、1930年代出土漢簡の実見調査

を行った。図版では確認しがたい墨跡の濃淡や筆画の重なりなどを直接に見ることで、資料の読解に多大に裨益したことを付言しておきたい。

さらに中国古代における文書制度の沿革を研究した成果は、2013年11月に京都大学において開催された国際ワークショップ“Documents and Writing Materials in East Asia”(東アジアの写本と書写材料)において、Relaying and Copying Documents in the Warring States, Qin, and Han Periods(戦国秦漢時代における行政文書のリレーとコピー)と題する口頭発表(英語)を行った。ここでは、行政文書の副本作成という現象が戦国・秦・漢代においていかに成立していったのかという過程をたどった。戦国時代の包山楚簡、秦代の里耶秦簡、漢代の居延漢簡がそれぞれの時代における主たる資料となるが、いずれも共通するのは機関のあいだを移動ないし逡送される行政「文書」であるということである。行政文書は通常、機関の逡送を経るごとにコピーが取られ、原本は受信機関に保管され、その機関がコピーした文書があらたに次の機関に送られるという形式をとる、と考えられている。ところがこれは専ら漢簡における行政文書の検討から導かれた見解であり、現在それ以前の文書が出土している状況では、新たな検討を行う余地がある。本発表においてはこの点について考察を行い、文書逡送において「受信文書を複製してそれを次の機関に逡送し、受信正本そのものは自機関に控えとして留めた」という一般に認識されているような方法は漢代にようやく厳格化したものであり、戦国・秦代においてそうした「正本の保管、複製本の逡送」という形式は厳格なルールを形成してはいなかったことを明らかにした。とりわけ戦国期の包山楚簡においては、逡送ごとに送られる簡の背面に新たな情報を追記していくという傾向があり、したがって新たなコピーを作成するのではなく、原本そのものを逡送するという、漢簡とは反対の現象が確認される。しかしながらこれについては、戦国期の文書がほぼ包山楚簡に限られているという資料的制約から、どの程度一般化できるものか、また上述の現象が制度的になされているのかあるいは私的になされているのかなどが判然としないという課題が残った。

なお、本研究の成果の一端は、京都大学人文科学研究所の主催する TOKYO 漢籍 SEMINAR においても発表した(土口史記「木札が行政文書となるとき—木簡文書のオーソライズ—」『第9回京都大学人文科学研究所 TOKYO 漢籍 SEMINAR』於學術総合センター—橋講堂、2014年3月17日)。これは、漢代辺境出土漢簡を利用して、当時の文書が公文書としての性質をいかに賦与されたのか、その正統性は

いかに保証されたのか、すなわち文書のオーソライズという問題について、文書の書式・封印・署名という三つの点から論じたものである。書式に関しては、その存在は漢簡に多く残る書式見本の実物の存在から、それが重視されたことが確認され、書式に即していない文書が有効なものとはみなされない点で、初歩的なオーソライズ手段となったと考えられる。封印に関しては当時最も有効かつ強力なオーソライズ手段であって、本人が常に佩びる印を文書に捺すことで、文書名義人の信用が直接に文書に添付されること、現代と共通するものである。これに対して署名は、一見印について有効なオーソライズ手段となるものと考えられがちであるが、漢代における「署名」の問題はきわめて複雑である。とりわけ従来長官の「自筆署名」と考えられてきたものは、部下の代理署名である場合があるなど、見直しが進んでいる。本発表においても、署名でもってオーソライズすることは普遍的な現象とはなっていないことを指摘した。

(2) 統治機構の制度的構造に関する研究成果について。

里耶秦簡の公開が順調に進んでいる状況に鑑み、この新資料の活用を重点を置いて研究を進めた。とりわけ里耶秦簡に示される秦代の行政文書の授受とそれに関わる機関が関係したかという点を丹念に読み解くことで、秦代文書行政の具体的な様相と、県以下の統治機構の性格を部分的に解明するに至った。

その成果は「里耶秦簡にみる秦代県下の官制構造」(査読誌に投稿済)として公表の予定である。

本稿は、従来わずかししか公表されていなかった里耶秦簡が2012年に一挙2500点あまり公開されたという状況を受け、この新規公表の簡牘を利用し、秦代の官制構造について論じるものである。秦代の県は、長官(令・長)・次官(丞)とその秘書たる令史を中心とする「県廷」と、その外部にあって各種の行政実務を分掌する「官」と呼ばれる機関から構成されていた。かつて報告者は、旧公表簡牘に基づいて、秦代県の構造は県廷が「官」に対して絶対優位となるようなものであり、「官」は決して独立した部局ではなく、県廷に完全に従属したものであったことを、人事権や文書行政への関わり方といった諸側面から論じていた。本稿はそうした従前の見解に補充および検証を加えたものである。具体的な結論を要約すれば次のようになる。

(1) まず議論の前提として、里耶秦簡の出土した一号井(J1)遺址の性格に関して検討した。その結果、そこで出土した文書の大部分は、「官」ではなく「県廷」が保管していた文書であったことが明らかになった。ただし部分的に「官」の文書が含まれていること

には注意が必要である。これは何らかの理由で県廷の文書廃棄場所に混じったものか、県廷が「官」に文書の提出を命じて県廷側に保管されたものか、経緯は定かではない。(2) 県廷の内部には「県廷内列曹」と呼ぶべき組織が存在していた。これは「官」とよく似た名称を持つ場合もあるが全く別個の組織であり、区別しなければならない。漢代に入ると「官」の役割は完全にこの列曹によって取って代わられることになる。この点は、秦漢にかけての地方行政組織の展開を考えるうえで、従来知られていなかった情報を提供するものである。(3) 文書が伝達された経路を分析し、「県廷」があらゆる文書伝達に関与していた一方で、実務担当部局たる「官」は独自に県外に文書を送ることはできず、全ての文書伝達は県廷によって掌握されていたことが判明した。また「官」どうしの横のつながりも極めて稀薄であり、「官」は多分に縦割りの構造のもと、横断的な連携の契機を有さない組織となっており、この点も県廷に対する劣位を示していると評価することができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

土口史記、中国古代文書行政制度 戦国秦漢期出土資料による近年の研究動向、中国史学、査読有、第23巻、2013、103-123)

〔学会発表〕(計2件)

土口史記、木札が行政文書となる時—木簡文書のオーソライズ—、第9回京都大学人文科学研究所 TOKYO 漢籍 SEMINAR、2014年3月17日、於学術総合センター—橋講堂

土口史記、戦国秦漢時代における行政文書のリレーとコピー、国際ワークショップ「東アジアにおける写本と書写材料」、2013年11月21日、於京都大学人文科学研究所東アジア人文情報学研究センター(口頭発表、英語)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

〔書評〕土口史記、鶴間和幸著『秦帝国の形成と地域』、日本秦漢史研究、査読有、第 14 号、頁数未定（掲載決定済）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土口 史記 (Tsuchiguchi Fuminori)
京都大学・人文科学研究所東アジア人文情報学研究センター・助教
研究者番号：70636787

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：